

入札監理小委員会における審議結果報告 「国税システムのシステム運用業務委託」について

財務省東京国税局の「国税システムのシステム運用業務委託」事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 事業の概要

(1) 事業の概要

○事業概要

本業務は、東京国税局において運用している国税総合管理システム及び国税電子申告・納税システム等の運用管理業務及びセンターバッチ処理等業務並びに資源管理業務について業務委託するものである。

○事業期間

令和3年7月1日～令和8年3月31日（57ヶ月間）

○事業の目的

本業務では、国税総合管理システム及び国税電子申告・納税システム等の運用管理業務及びセンターバッチ処理等業務並びに資源管理業務について、円滑な運用を実現することを目的とする。

(2) 選定の経緯

1者応札が継続している案件として、令和元年度の事業選定において、競争性の改善を目的として「自主選定」され、令和2年7月7日閣議決定の公共サービス改革基本方針別表に初めて記載されたものである。（今回：市場化テスト第1期目）

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

(ア) 入札参加グループによる入札参加が可能（【資料1-2】P009/072）

- 入札参加グループの代表者は等級「A」又は「B」、構成員は全等級可

(イ) 契約期間の複数年化（【資料1-2】P008/072）

- 単年 ⇒ 57ヶ月（約5年）

(ウ) 意見招請を実施

(エ) 総合評価落札方式の採用（【資料1-2】P010, P011/072）

- 最低価格落札方式 ⇒ 総合評価落札方式（価格点：技術点＝1：1）

(オ) 情報開示範囲の拡大（【資料1-2】P026～P047/072）

- 「従来の実施に要した経費・人員・業務時間」「業務区分及び業務内容」「業務フロー」を開示。また、「運用手順書」のリストを開示し、入札公告期間中は閲覧を可能とした。

(カ) 入札参加期待者へ個別アプローチ

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点1】責任者に求める経験年数等の緩和ができないか

【対応1】

前年度の調達において、従事者の経験年数要件を緩和（削除）したため、現在の責任者に求める経験年数を緩和するとシステムを安定的に運用することが困難である。

意見招請手続において、新たな事業者から意見があるような場合には、前向きに検討する。

なお、意見招請において入札参加者を広げるための意見があり、責任者に求める要件を修正した。「基本的な操作能力を有する」→「基本的な知識を有する」

（【資料1-2】P056/072）

【論点2】人員確保のため、委託業務（の一部）に係る在宅やリモートでの対応ができないか

【対応2】

総合評価の加点項目における「1 業務遂行に関する提案」項番2について、「円滑な業務遂行のための体制について、独自の創意工夫やノウハウを、具体的に書面により提案していること。」から「効率的な業務遂行のための体制（在宅やリモートでの対応を含む。）」について、独自の創意工夫やノウハウを、具体的に書面により提案していること。」へ変更した。

（【資料1-2】P071/072）

【論点3】引継ぎに関し、新規参加者が安心して応札できるような取り組みを示してほしい

【対応3】

引継ぎに関しては、「現行業者の作成する引継書を当局が確認すること及び当局の求めに応じて新旧事業者が説明責任を負う」旨を仕様書に記載している。

今回、調達仕様書の「2 業務内容の引継ぎ」へ「なお、前受託者から次回受託者への引継ぎが適切に行われるよう当局が調整する。」という文言を追記した。

（【資料1-2】P058/072）

【論点4】総合評価につき、現行業者の有利とならないよう、項目や配点を検討のこと

【対応4】

新規参入業者を評価する仕組みとして、従事者の経験年数に基づく評価項目を削除し、今回の調達により創意工夫された提案に加点を手厚くできるよう見直しを行った。

（【資料1-2】P071, 072/072）

4. 意見招請の対応について

令和2年10月12日から令和2年11月2日まで意見招請を行った結果、2者から6件の意見等が寄せられ、質問に対する回答時期、閲覧についての詳細記載、資格要件緩和、計3件において実施要項（案）の修正を行った。

- 入札公示期間中の質問に対する回答時期（随時回答する）（【資料1-2】P009/072）
- 閲覧の詳細記載（運用手順書閲覧実施要領追加）（【資料1-2】P059, 065~068/072）
- 責任者に求める要件緩和（3. 審議結果：【論点1】参照）（【資料1-2】P056/072）

以上